

「多面的機能支払交付金」事業にもとづく、
活動組織および広域活動組織の方々へ

イベント共済

環境保全プラン

包括契約に関する特則付

イベント傷害共済

イベント賠償責任共済

農地維持活動・資源向上活動中のケガや賠償事故を1年間を通して保障します。



農村の
地域環境を
守り、育てる

ポイント

■1年間の活動をまとめて契約

共済期間が1年間となりますので、年間の活動をまとめて保障します。活動ごとのご契約は必要ありませんので、契約手続き漏れによる未保障状態を防げます。

■活動計画変更時の手続きが簡単

共済期間中の活動計画の変更(参加者数の変更、開催日の追加・変更など)は、共済期間満了後にまとめて通知いただければ結構です。通知いただいた内容にもとづき、共済掛金の過不足額について精算させていただきます。

※解約・解除・消滅時には、その時点で上記の内容を通知ください。
共済掛金の過不足額について精算させていただきます。

■共済金の迅速なお支払いが可能

(イベント傷害共済)

ケガで入院・通院された場合、ケガの部位・症状に応じて共済金の額が決まりますので、スピーディーに共済金をお支払いできます。また、治療または施術を受けている期間中であっても共済金をお受取りになれますので、当座の費用にあてることができます。

■交付金を共済掛金に充当可能

共済掛金は農地維持支払交付金・資源向上支払交付金から支出できます。



契約対象は、「多面的機能支払交付金」事業にもとづく、活動組織および広域活動組織です。
なお、このプランで保障対象となる活動は「農地維持活動」「資源向上活動」にあたるもののみとし、それ以外の活動(営農活動や親睦会等)は保障対象に含まれません。

 JA共済

イベント傷害共済

(包括契約に関する特則付)

参加者も
安心

例えば
こんなとき

- 農道の点検中、転んで足を捻挫した。
- 水路の草刈り作業中、カマで手を切った。
- ため池の泥上げ作業中、転んで足を骨折した。

例 死亡共済金額300万円+部位・症状別治療共済金額3,000円コースの場合(共済期間1年)

死亡のとき	後遺障害のとき	重度後遺障害のとき
災害にあわれた日以後200日以内に死亡されたとき	災害にあわれた日以後200日以内に所定の後遺障害(第1級~第10級)の状態になられたとき	災害にあわれた日以後200日以内に所定の重度後遺障害(A級・B級)の状態になられたとき
〈死亡共済金〉	〈後遺障害共済金〉	〈重度後遺障害費用共済金〉
300万円	程度に応じて死亡共済金額の100%(第1級)~5%(第10級) 300万円~15万円	程度に応じて死亡共済金額の20%(A級)または10%(B級) 60万円または30万円

- 共済金のお支払事由は、いずれも共済期間内に発生した災害を直接の原因とするものに限りします。
- 「災害」とは、急激かつ偶発的な外來による被害をいいます。ただし、所定の事故による被害を除きます。
- 1回の事故にかかる死亡共済金と後遺障害共済金の合計額は、死亡共済金額が限度となります。
- 死亡共済金は、死亡の原因となった災害と同一の災害による後遺障害共済金を既に支払ったまたは請求を受けた場合は、死亡共済金の額から既に支払ったまたは請求を受けた額を控除した残額をお支払いします。
- 重度後遺障害費用共済金は、災害にあわれた日以後30日以内に被共済者が死亡された場合にはお支払いしません。

治療または施術を受けたとき

災害にあわれた日以後200日以内に入院されたとき、または入院されなかった場合で5日以上の通院をされたとき

〈部位・症状別治療共済金〉

部位・症状に応じて部位・症状別治療共済金額×5倍~120倍

1.5万円~36万円



- 頭を打撲したとき(部位: 頭部、症状: 打撲)..... 5倍 1.5万円
- 腕を骨折したとき(部位: 手指を除く上肢、症状: 骨折) ...35倍 10.5万円

※いずれも、約款に規定する支払事由に該当した場合に限り、共済金をお支払いします。

災害にあわれた日以後200日以内に入院されなかった場合で5日未満の通院をされ、治療または施術が完了したとき

〈部位・症状別治療共済金〉

部位・症状別治療共済金額×2倍

6,000円

- 「入院」や「通院」には、それぞれ医師または歯科医師による治療の他に、柔道整復師による施術やあんま・マッサージ・指圧師、はり師もしくはきゅう師による施術も対象となる場合があります。

共済掛金表(例)

死亡共済金額300万円+部位・症状別治療共済金額3,000円コース (共済期間1年)

団体
加入

1日あたりの 平均被共済者数	開催日数1日、1名につき	1日あたりの 平均被共済者数	開催日数1日、1名につき
10~ 99人	24円	500~999人	21円
100~499人	24円	1,000人以上	18円

(2026年4月現在)

イベント賠償責任共済

(包括契約に関する特則付)

開催者も
安心

例えば
こんなとき

農地維持活動・
資源向上活動に
ともなう賠償責任や
管理・運営にともなう賠償責任

- 農道の砂利の補充中、誤って砂利をはねさせてしまい、近くに駐車中の他人が所有している車にキズをつけた。
- 事務局が設置・管理するテントが倒れ、通行人にケガをさせた。
- 水路の草刈り作業中、誤ってカマで他の参加者にケガをさせた。

例 共済金額5,000万円の場合(共済期間1年)

賠償責任が生じたとき

最高 5,000万円まで保障

同一原因の事故によりお支払いする共済金の額

$$\begin{aligned} \text{共済金の額} &= \text{被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額} \\ &+ \text{損害防止費用、求償権保全行使費用または緊急措置費用} \\ &- \text{代位取得するものの価額}^* - \text{免責金額(1,000円)} \end{aligned}$$

※被共済者が損害賠償金を支払ったことによって代位取得するものがある場合の価額とします。

その他の共済金

- ① 折衝または示談について支出した費用
 - ② 争訟費用等
 - ③ 判決による遅延損害金
 - ④ 臨時費用
- ※①~③は、いずれも組合が認めた場合に限りします。



共済掛金表(例)

共済金額5,000万円 (共済期間1年)

開催日数1日、1名につき
12円

(2026年4月現在)

※イベント賠償責任共済をイベント傷害共済とのセットでご契約される場合は、開催日1日あたりの平均参加者数10名以上が条件となります。

ご契約などの流れ

① 契約時

契約申込書類・名簿・年間活動計画書を提出。
計画にもついた共済掛金の払込み。

② 契約中

活動内容の管理。
(開催日、参加者、活動内容など。
また、活動ごとの名簿を作成・保管)

③ 契約満了時

年間活動実績報告書の提出。
(開催日、参加人数などを証明
できる書類の写しを添付)

④ 確定

③の内容により確定共済掛金を算出して、当初共済掛金との差額を精算。(払戻または追徴)

※ご契約の解約・解除・消滅時にも、上記③および④の手続きが必要となります。

● イベント共済は、イベント傷害共済とイベント賠償責任共済からなっています。セットまたはそれぞれ単独でご加入いただけます。

この資料は概要を説明したものです。ご契約の際には、普通傷害共済および賠償責任共済の「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

お問い合わせは

年 月 日

JA共済ホームページアドレス <https://www.ja-kyosai.or.jp>

26169990283